



開発建設部

低潮線保全とは？

（排他的経済水域及び大陸棚の保全への取組）

今、尖閣諸島など国の端境となる領域が取り沙汰されていますが、沖縄総合事務局では、平成22年6月2日に公布された「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（以下、「低潮線保全法」という。）」に基づき、排他的経済水域の保全を図る業務を行っています。

※低潮線とは、重要な領域（領海など）を決める基準となる線で、干満により海面が最も低くなったときの陸地と水面の境界。排他的経済水域等の限界を画する基礎となるものです。

（1）背景
排他的経済水域の面積（約405万km²）を設定。平成20年11月の大枠延長申請、平成21年3月の「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」の策定、平成21年12月の「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」の決定等が行われました。また、排他的経済水域等には、コバルトリツチクラスト、レアメタル、

（2）目的
低潮線保全区域（全185区域）
都道府県別の内訳は下記のとおり。
低潮線の保全及び

1 低潮線保全法の概要

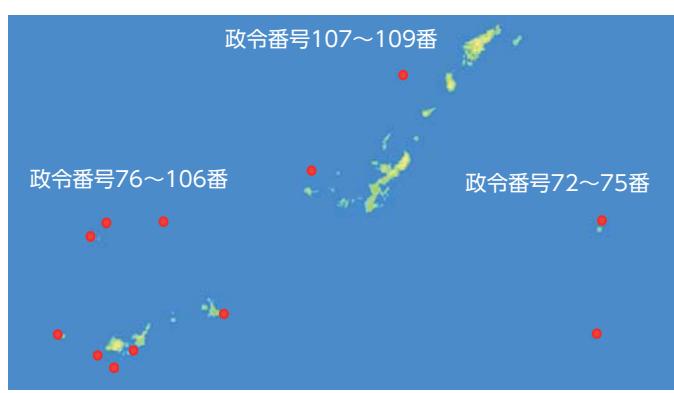


日本の排他的経済水域（出典：海上保安庁海洋情報部HP）

（3）基本計画

拠点施設の整備等に関する基本計画の策定、低潮線保全区域において必要な規制、特定の離島を拠点とする排他的経済水域及び大陸棚の保全並びに利用の促進を図り、もって我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図ります。

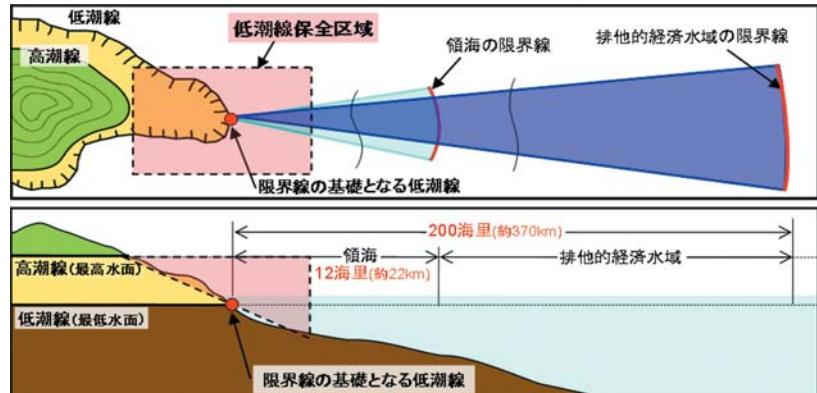
低潮線保全区域(都道府県別)			
地方整備局等	都道府県	区域数	合計
北海道開発局	北海道	48	48
東北地方整備局	青森	1	9
	岩手	4	
	宮城	3	
	福島	1	
関東地方整備局	千葉	4	50
	東京	46	
北陸地方整備局	石川	2	2
近畿地方整備局	和歌山	2	2
中国地方整備局	島根	1	2
	山口	1	
四国地方整備局	高知	3	3
九州地方整備局	福岡	1	31
	長崎	26	
	鹿児島	4	
沖縄総合事務局	沖縄	38	38
合 計		16	185
185			



沖縄総合事務局管内の低潮線保全区域

2 新たな事務

天然資源の探査及び開発、海洋環境の保全その他の活動の場として重要な排他的経済水域等の保全を図るために、排他的経済水域及び大陸棚に係る海域の限界を画する基礎となる低潮線等の保全を実施します。

看板設置状況
(与那国島)

低潮線保全区域の設定方法

**(1) 低潮線保全区域の指定
(内閣官房総合海洋政策本部と国土交
通省の共同指定)**

基礎となる低潮線等の周辺の水域で保全を図る必要があるものを区域指定します。

区域内では、土地の掘削等の行為が禁止され、違反した場合には罰則を伴うものであることから、海底の地形、地質その他の低潮線及びその周辺の自然的条件について調査によって確認を行い、必要最小限度の区域に限らなければなりません。

(2) 行為規制

低潮線保全区域内において海底の掘削等低潮線の保全に支障を及ぼすおそれのある行為をしようとする者は国土交通大臣の許可を受けなければなりません。

※長崎男女群島鮫瀬の低潮線が約2km後退すると約78km²(東京ドーム約1700個分)の排他的経済水域面積が減少します。

3 沖縄総合事務局の取組

(1) 平成23年度実施内容

- ① 巡視区域…34区域（全38区域）
- ② 巡視方法…防災ヘリコプターの利用
- ③ 他機関との連携
- ・海上保安庁からの航空写真的提供
- ・関係自治体等への低潮線写真的提供



巡視結果（硫黄島）

4 今後の課題

平成24年度は、巡視を効果的・効

- (2) 平成24年度実施内容**
- ① 巡視区域…34区域を予定
 - ② 巡視方法…防災ヘリコプターの利用
 - ③ 他機関との連携
 - ・海上保安庁からの航空写真的提供
 - ・低潮線保全沖縄ブロック連絡会開催
 - ④ 看板設置…1基（宮古島）

- (4) 巡視結果…制限行為等なし、明確な地形変化等なし**
- ・冲縄地方の低潮線保全区域に係る関係行政機関の対応等について総合的に連絡調整し、もって、日本国の領海及び排他的経済水域等の保全に資することを目的としています。

また、巡視により低潮線保全区域の変状等を発見した際の関係機関との連絡体制を確立します。



巡視結果（魚釣島）

5 終わりに

低潮線保全区域の巡視は、我が国の天然資源の探査及び開発、海洋環境の保全その他の活動の場として重要な排他的経済水域及び大陸棚の基点である低潮線の保全を図るために極めて重要なものです。そのため、沖縄総合事務局においては、今後も低潮線区域及びその周辺の状況調査・巡視に積極的に取り組んでいくこととしています。

率的に行うため、巡視ルート、時期、巡視時の潮位及び写真・ビデオの撮影方法等を見直し、低潮線保全の取組強化として、違反行為や事故、台風等の自然災害等による保全区域の損傷等に対する活動計画の検討を行う予定です。